



平成 29 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 神島化学工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 和夫  
(コード番号：4026 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 小田島 晴夫  
(TEL 06-6110-1133)

役員退職慰労金の廃止および役員報酬額の改定ならびに取締役（社外取締役を除く。）に  
対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を行うこと、役員報酬額の改定、および取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 29 年 7 月 21 日開催予定の当社第 101 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を平成 29 年 7 月 21 日開催予定の第 101 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。当該定時株主総会後も引き続き在任する取締役ならびに監査役につきましては、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役ならびに各監査役の退任後に支払う予定です。取締役ならびに監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本定時株主総会に付議いたします。

2. 役員報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、昭和 63 年 7 月 22 日開催の第 72 回定時株主総会におきまして月額 10 百万円以内、監査役の報酬額は、平成 8 年 7 月 26 日開催の第 80 回定時株主総会におきまして月額 3 百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。その後の経済情勢の変化やその他の諸般の事情等を勘案し、今後の役員報酬の機動的な運用を可能にするため、現行の月額での報酬枠を年額での報酬枠に変更したうえで、取締役の報酬額を年額 200 百万円以内、監査役の報酬額を年額 50 百万円以内と改めることについて、本定時株主総会に付議いたします。

3. 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することについて

当社は、取締役（社外取締役を除く。）への中長期インセンティブ報酬の位置付けとして、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を毎年度付与することについて、本定時株主総会に付議いたします。

(1) 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリ

スクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

(2) 新株予約権の内容

1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものいたします。

3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。

5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会が定める期間とします。

6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

8) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

9) 新株予約権のその他の内容

上記2)から8)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

その他、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとは別に、短期の業績の達成度等に応じた業績連動賞与の仕組みを導入いたします。

以上